

(1) 学校において大切にしたい内容

教育を受ける権利の保障を通して

ア 基礎学力の充実

1985年の第4回ユネスコ国際成人教育会議における学習権宣言では、「学習権とは読み書きの権利であり、問い続け・深く考える権利であり、想像し・創造する権利であり、あらゆる教育の手だてを得る権利であり、個人および集団の力量を発達させる権利である」と述べられています。そして、学習権は人間の生存にとって不可欠な手段であるとし、普遍的な基本的人権の一つであるとしています。基礎学力の充実は、このような人間として欠くことのできない学習権の保障であり、「生きる力」の育成に大きくかかわるものといえます。

子どもたちに基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせるためには、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、複数の指導者の協力による指導など、指導方法や指導体制を工夫し、個に応じた指導を充実させることが有効となります。

イ 多様な進路を選択する力の育成

子どもたちが自己実現を図っていくためには、一人一人の個性・能力に応じて、多様な進路選択を可能とする学力の育成が極めて重要となります。それは、「人間としての在り方生き方についての自覚を深め、生涯にわたる自己実現に向けて自らの生き方を探求」(平成13年度「奈良県学校教育の指導方針」)する力を育成することでもあります。そのためには、子どもたちが日常の学習活動に興味・関心をもって取り組み、自ら学び、考える力を高める必要があります。

また、子どもたちが正しい職業観をもち、自らの生き方や進路を決定する力を高めることができるよう、進路に関する多様な情報を提供するとともに、社会体験等を取り入れた取組を進めることが大切です。

学校としては、組織的・計画的に学習する場や機会を設定するとともに、個に応じた指導・援助の在り方を常に検証する姿勢が求められます。

ウ 生涯学習の基礎を培うために

「人権教育のための国連10年」国連決議では、人権教育を「生涯を通じての総合的なプロセスを構成すべきである」と示しています。21世紀は、高度情報化、国際化の進展など、これまで以上に変化の激しい時代となることが予測されます。その意味においても、生涯にわたって学習権が保障され、自分らしく豊かに自己実現を図っていくことができる社会の実現は重要であり、それは人権文化のめざすところでもあります。

生涯にわたる学習を進めていくための基礎となる力を培うことは、学校の

大切な役割であり、「生きる力」の育成につながるものです。とりわけ、さまざまな情報の中から正しい情報を読みとったり、それを使って多くの人々と交流したりする力を身につけることは、今後の生涯学習社会において大切にしなければならないことがらです。

人権についての理解を深める教育として

ア 生命・環境の大切さについて

命の大切さを学習し、自他の生命をかけがえのない存在として認識することは、社会生活を営むうえで重要なことです。

まず、自己の命や健康の大切さについて知ることからはじまり、自分自身のライフスタイルやアイデンティティーの確立へと学習をつなぐことが求められます。そのことが、自他の生命を尊重していく態度につながっていきます。

人と人の関係が希薄になってきているといわれる現代社会であるからこそ、「他者とのつながりの中で生きていること」に気づくことは、重要な課題です。

また、ジェンダーの視点から生や性を考えること、命・健康に大きな影響を与える環境問題について学んでいくことも大切な内容となります。

イ 人権に関する国内外の宣言や規約について

私たちの社会においては、とすれば人権の概念を「おもいやり」や「やさしさ」など狭義の規範でとらえることも少なくありませんでした。それらを確かな人権感覚に裏づけられたものに高めなければなりません。そして、人権をくらしの中に反映させ、社会に定着させていくためには、人権が法によって認められ、具現化されていることを理解することも大切です。

「日本国憲法」や「教育基本法」、「世界人権宣言」、「児童の権利に関する条約」など国内外の宣言や条約、規約の学習を通して、人権が法的権利として認められ、国際社会のルールとして位置づけられていることを知ることは、主体的に権利を行使し、その責任を果たす人間としての資質を育むためにも大きな意味をもちます。

国際化が進む社会の中で生きていく子どもたちにとって、世界のすべての人々が共有しうる「人権についての概念」や「権利と責任」について理解することはますます重要となっています。

ウ 人権の歴史について

人類の歴史は、さまざまな人権概念を生み出してきました。そして時代の変化に即して発展させ、人権尊重の理念を整えてきました。

18世紀から19世紀における身分制社会の変革の時期は自由・平等権が、19世紀から20世紀にかけての近代化が進んだ社会では社会権が、歴史の中で獲得されてきました。そして現代においては、「環境権」や「知る権利」など人権についての概念も広がってきています。このような歴史の積み重ね

によって、人としての尊厳を守ろうとしてきた事実を学ぶことはとても大切なことです。

人類の歴史の中にみられる専制政治への抵抗や解放運動、そしてその指導者の生き方など、国内外の事例について、その背景や経過と結果、業績などを学習の中でおさえておくことも意義があります。また、抑圧の中に生きた人々の生きざまに学ぶことも大切です。

子どもたちは、このような学習を通して、個人、社会、さらには国際的なレベルで参加できる活動や方法について理解し、よりよい社会づくりに向けた行動を具体的に展望することができるようになっていきます。

エ さまざまな人権問題について

社会の中にあるさまざまな人権侵害や人権問題に気づき、それらを系統的に学習することは、人権や人権問題についての正しい認識を培ううえで重要なことです。

同和問題、外国人、障害者、女性などさまざまな人権問題について学び、問題解決のための取組について知ることは、社会の構造の中でその背景をさぐり、課題を克服するための大きな力となります。

また、いじめ等、暮らしの中にある人権侵害の事例をとらえることは、個人や社会に潜む偏見や差別意識に気づき、これを払拭していく方法について学習することにつながります。

その際、それぞれの人権侵害や人権問題が独自性をもちながらも、相互に関連していることを踏まえながら、学習を展開する必要があります。

人権を尊重する主体を育てる教育として

ア 豊かな感性を育む

人権を尊重する主体を育てるためには、人権を直感的にとらえることができる感性が必要です。その感性を育むためには、生活や自然の中で直接的な体験を多く積むことを大切にしなければなりません。人や物、自然とのふれあいを重視した取組を進め、自分が大切にされていることや、自分らしく生きていることを実感できるようにすることが必要です。このようななかで自分を肯定的にとらえ、友達のよさやちがいを認め合い、互いの人権を尊重し合う豊かな感性が培われます。

特に、人間形成に大きな影響を与える乳幼児期には、遊びや生活を通して身近な人と多くかかわり、自然や社会へと視野を広げるなかで、まわりの人々に対する愛情や信頼感を育てていくことが大切です。そして、その後の生涯にわたるさまざまな出会いや経験の中で、人権を尊重し合う豊かな感性が育まれていきます。こうした感性が、暮らしを豊かにし人権を大切にす社会づくりの土台となっていくと考えます。

イ 豊かな人間関係づくり

豊かな人間関係とは、互いに個性を尊重し、信頼し、認め合える関係です。

そのような関係は、さまざまな人との出会いやふれあいの中で、それぞれの考えや意見を出し合い、そのちがいに気づいたり共感したりすることにより育まれていきます。

さまざまな人々や多くの意見に出会うことは、自分自身のものの見方や考え方を豊かにします。そのことは、他者とのつながりの中にある自分の存在に気づくこととなり、自他の権利を尊重しながら身の回りの社会に積極的にかかわっていこうとする力となっていくと考えます。

ウ 態度・技能の育成

一人一人が尊重される社会を築くためには、さまざまな課題を民主的に解決する態度や技能が必要です。例えば、人と人との関係の中で自分も他者も大事にし、共感し共に生きようとする態度、相手を尊重しながら自分の考えや意見を表現したり、他者の意見を受け止めたりすることのできる技能や能力が大切となってきます。

それらの態度や技能を育成するためには、生活や遊びの中で多くの体験の機会を与えたり、さまざまな場面を意図的に設定し話し合うなど、人とのかかわりを深める取組を多く作り出すことが大切です。とりわけ、技能については、参加体験型など目的・意識的な訓練によって習得させることが有効であることから、今後、取組の中で積極的に活用したいものです。

人権が尊重される教育として

ア 安全が守られている教育環境

安全な環境は、子どもの人権を守っていくうえで欠かすことのできない要件です。学校は、子どもにとって、何よりも安全な場でなければなりません。

学校の施設・設備が安全な状態に維持・管理されているか、保健・衛生面での配慮は行き届いているかなど、子どもを取り巻く教育環境を日々点検していく必要があります。さらに、家庭や地域と連携しながら日常的な安全管理や安全指導の徹底を図るとともに、危機管理体制の確立が求められます。

子どもの心身の安全が損なわれているようなことはないか、保護者などから虐待を受けているような子どもはいないか、すべての教職員が、子どもたちの状況を常にきめ細かく観察し、そのことを家庭や地域に発信していくことも大切です。子育て不安等に対する相談体制を整えるなど適切に対応していきたいものです。また、いじめや暴力的行為、児童虐待は、子どもの人権を侵害する行為という認識に立って、家庭や地域、関係機関等との連携を組織しながら、解決を図っていくことが重要です。

イ 安心できる雰囲気づくり

学校は、子ども同士、子どもと教職員が、受容や共感の伴う好ましい人間関係で結ばれ、子どもたちが安心して生活できる場でなければなりません。

人と人とのかかわりの中での安心感は、他者と同じところも異なるところ

も、自分のよいところも不十分なところも認められているという実感から生まれます。

学校が子どもたちにとって安心できる「心の居場所」となったとき、子どもたちは自己の存在感を確認し、他者への信頼感や集団への所属感を深めることができると思います。

こうした雰囲気の中で、子どもたちは、自分の意見を表明したり、身近な人に悩み事を打ち明けたりしながら、課題解決に向けて主体的に取り組もうとします。

ウ 個性を重視した教育

教育は、一人一人がそれぞれの個性を伸ばしながら自己実現を図ることを支援していく営みです。

子どもたちの個性や能力にはちがいがあり、興味や関心も異なっています。そうした個々のちがいに配慮して、一人一人のよさを見出し、その個性や能力を伸ばしていくことができるような教育の内容や方法を整えていくことが大切です。そして、子どもたちに学ぶ喜びを実感させ、一人一人の可能性をさらに伸張させるような姿勢を育みたいと考えます。

また、個性を尊重しようとする教育環境の中で、子どもたちは多様なものの見方や考え方に触れ、それぞれの個性の存在に気づいていきます。こうした個性が共存し、つながりあうことによって、民主的で創造的な集団が生まれることを子どもたちに実感させたいものです。

エ 自主性や主体性を重視した活動を大切にすること

「児童の権利に関する条約」では、子どもを「権利の主体」としてとらえるという基本理念が示されています。学校では、子どもの自主性や主体性を重視した教育を展開しなければなりません。子どもの発達段階に即して自己決定の機会を準備し、自ら考え、判断し、行動することを助ける営みが求められます。

加えて、学校・学級等のさまざまな活動を通して、子どもたちが身近な集団における課題解決やルールづくり等に積極的に参加することを促す必要があります。そして、一人一人が集団の責任ある構成員として、自己の役割を果たしながら、より民主的な集団づくりに加わっていくことを支援したいものです。

教育活動を通して、主体的・創造的に生きる力を育成し、人権尊重を基盤とした民主主義社会の担い手としての資質を育むことは、学校の大切な役割です。